

平成27年7月9日

旅行業約款の個別認可について（概要）

1. 個別の申請により認可される約款

下記の旅行業約款が「個別申請」により認可されることとなった。

- ① 「募集型ペックス約款」（通称）
- ② 「旅程保証約款」（ " ）

2. 開始時期

- ・ 行政庁（地方運輸局、各都道府県）の受付開始時期
8月1日（土曜日なので実務では3日）以降
- ・ 個別認可約款の適用開始時期
10月1日（木）以降に締結する企画旅行契約から適用

3. 概要

（1） 「募集型ペックス約款」

イ. 内容・条件

国内・海外の募集型企画旅行の取消料規定を追加する。

- ① PEX運賃及びLCCの運賃の取消料等（以下「PEX運賃取消料等」）が標準旅行業約款の取消料の額の範囲を超えるときは、PEX運賃取消料等の合計額以内の額を募集型企画旅行の取消料として設定することが可能となる。これにより、例えば海外旅行で「30日から20%以内」とあるのは「旅行契約締結時からPEX運賃取消料等の合計額以内」と設定することが可能。（【取消料の設定イメージ】参照）
- ② 上記①にあたり取引条件説明書面（パンフレット等）には下記の記述が必要。
イ）PEX運賃等を利用する旨 ロ）航空会社名・運賃種別 ハ）PEX運賃取消料等の合計額 ニ）上記①を取消料とする旨 ホ）PEX運賃取消料等の確認方法（航空会社のウェブページを案内） ヘ）海外旅行保険（旅行変更費用担保特約）への加入案内
- ③ 上記イ）ハ）ニ）は目立つ表示とすること（例：大きな字、枠取り等）。
- ④ 日本発着時に使用するPEX運賃取消料等に限る。

ロ. 効果

- ① 旅行者によるPEX運賃取消料等の負担が解消（軽減）する。
- ② 「とりあえず予約」「多重予約」を牽制する。

（2） 「旅程保証約款」

イ. 内容・条件

国内・海外の募集型・受注型企画旅行において「変更補償金の支払いが必要となる変更」（別表第2）に除外規定を追加する。

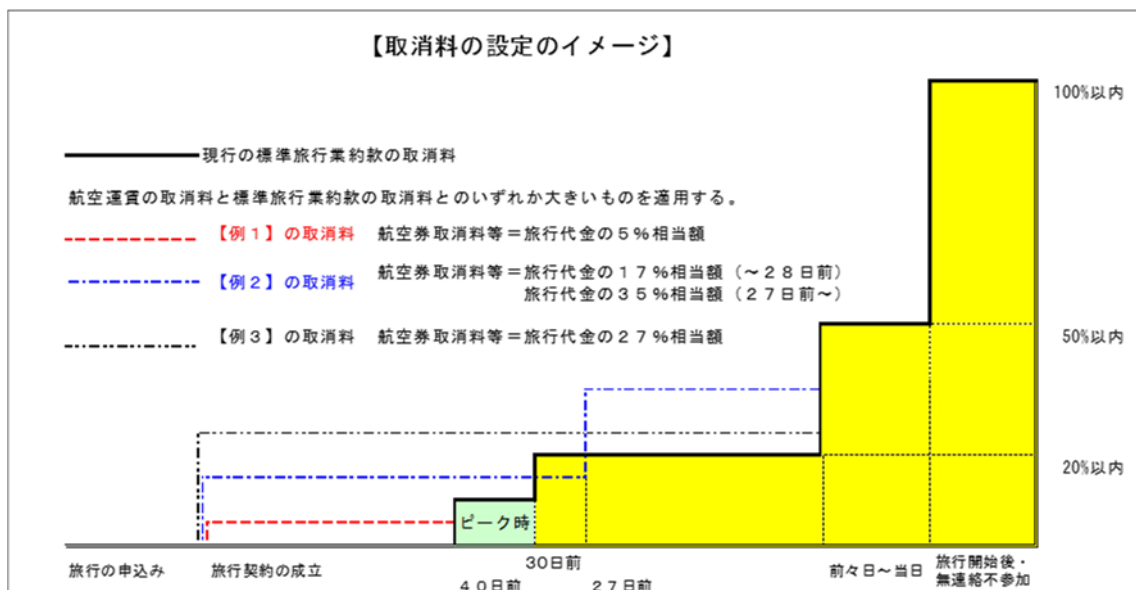
- ① 旅程保証の適用にあたり、「ホテルリスト」を取引条件説明書面に記載した場合に限り、同リスト内でアップグレードしたホテルへの変更は変更補償金の支払対象外となる。
- ② 「ホテルリスト」（書面）の交付が必要（別紙でも可。また、ウェブ取引の場合はウェブページに掲示する）。なお、同リストには「発効日」の記述が必要。
- ③ 「募集型のみ」「受注型のみ」の認可申請は可能（ただし、両方を取扱う場合は両方とも認可申請が必要）。

ロ. 効果

- ① ホテルの手配環境の改善につなげる。
- ② 変更補償金の負担が軽減される。

4. 説明会の実施（ANTAと共催）

- 7月13日（月）エル・おおさか（大阪府立労働センター）13:30～15:30
- 7月15日（水）全日通霞が関ビル（8階） //
- 8月6日（木）【追加】 //



以上